



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、浸水深が50cm以上となる浸水継続時間を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第190号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他表示する河川」について、浸水継続時間を表示していません。

(2) この浸水継続時間は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年5月31日

(3) 公表する河川 大津川水系大津川、堀川、藤山川、亀谷川、黒山川、大津湯ノ内川（公表担当局：西播磨航路局）

(4) その他表示する河川 なし

(5) 関係市町 赤穂市

(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」で溢水・漏水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を併用しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」以外の河川・水路が溢水・漏水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザ測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盤土構築物（道路や鉄道等の盤土）を考慮して図化しています。

凡 例

浸水継続時間（浸水深0.5m以上）（ランク別）
12時間未満の区域
1日～3日未満の区域
3日～1週間未満の区域
1週間～2週間未満の区域
市町境界
浸水想定区域指定の対象となる河川